**○農林水産省告示第千五百二十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十一月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県湯沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千五百二十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十一月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県横須賀市秋谷字峯山五一七六の五から五一七六の一二まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

**○農林水産省告示第千五百二十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十一月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県飛騨市宮川町種蔵字ほうそが尾七六三の四・七六三の五（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第千五百二十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十一月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道札幌市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千五百三十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十一月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道札幌市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千五百三十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十一月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市湯西川字長沢ミネ一九五九の一六・一九五九の六三・字サカシ一九六一の一三・一九六一の一九・一九六一の二二・一九六一の二三・一九六一の二九・一九六一の三〇・一九六一の四六・一九六一の四七・一九六一の五四・一九六一の五五（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）、一九六一の三四、一九六一の八三、一九六一の八四、一九六一の八六

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千五百三十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十一月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　熊本県人吉市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千五百三十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十一月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　熊本県八代市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、八代市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第千百五十四号**

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十一年十一月二日

国土交通大臣　前原　誠司

| 指定番号 | 車名及び型式 | 製作者等の名称 | 製作者等の住所 |
|---|---|---|---|
| 15002 | マツダ　ＤＢＡ－　ＣＲ３Ｗ | マツダ株式会社 | 広島県安芸郡府中町新地３番１号 |

**○国土交通省告示第千百五十五号**

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十一年十一月二日

国土交通大臣　前原　誠司

| 指定番号 | 車名及び型式 | 製作者等の名称 | 製作者等の住所 |
|---|---|---|---|
| 12519 | トヨタ　ＣＢＡ－　ＴＲＮ２１０Ｗ | トヨタ自動車株式会社 | 愛知県豊田市トヨタ町１番地 |
| 12520 | トヨタ　ＣＢＡ－　ＴＲＮ２１５Ｗ | 〃 | 〃 |
| 12521 | トヨタ　ＣＢＡ－　ＴＲＪ１２０Ｗ | 〃 | 〃 |
| 12522 | トヨタ　ＣＢＡ－　ＴＲＪ１２５Ｗ | 〃 | 〃 |
| 15102 | トヨタ　ＣＢＡ－　ＧＲＪ１２０Ｗ | 〃 | 〃 |
| 15103 | トヨタ　ＣＢＡ－　ＧＲＮ２１５Ｗ | 〃 | 〃 |
| 15104 | トヨタ　ＣＢＡ－　ＧＲＪ１２１Ｗ | 〃 | 〃 |